

「有機農業」ということば

『有機農業がひらく可能性』（中島・大山・石井・金, 2015, ミネルヴァ）第1章1 11~14

詳しくは第2節で述べるが「有機農業」という言葉は、Organic Farming の邦訳としての造語である。1971年のことである。その少し後に（1974年）、同じ流れのなかで『有機農法』という題した訳本が出版されたが、より包括的な一般用語としては「有機農業」が定着してきた。

自然農法、自然農、自然農業、天然農法、自然耕、循環農法、などさまざまな類似した言葉も一部で熱く語られている。それぞれ提唱者がおり、それぞれの言葉には独自の内容と思いが込められている。また、それぞれの言葉には、自らの実践や考えを語るだけでなく、言外に類似した他の言葉との違いや批判も込められていることが少なくない。当事者にそれぞれの意味を伺ってみれば、それぞれに正当性があり、納得できる内容がそこに含まれていることも判る。

だから、これらの言葉の意味と実態を横に並べて、比較しながら考えてみることも、この領域についての理解を深めるための一案ではあるだろう。

しかし、本章ではそういう方法を採用しなかった。ある意味ではどの言葉も、それなりに正しく、だが、同時にこうした取り組みの全体を考えるための一般用語としては部分的で狭いものとなっているからだ。部分的で狭いというのは、自分たちの独自性をできるだけ端的に表現しようとする動機を考えれば当たり前のことだ。

これは実に興味深いことなのだが、他との違いを強く意識しながら、思いを込めたこれらの言葉が、よく考えてみればどれもそれなりに正当で正しい、という論理学としては成り立たないようなことが農業の世界にはたくさんある。農業は人類が編み出した優れた明確な営みなのだが、その取り組みには多様性があり、柔軟で実に懐が深い。農業において「解」は一つとは限らないということなのだ。

自然農法も十分に根拠があり、成り立つ営みだが、植物工場のような営みも、農業の一つのあり方として、当面は成り立っていく。そのことを踏まえた上で、ここで問われているより本質的な問題は、それぞれの営みがそれとして成り立つかどうかではなく、農業の歴史的あり方として、それがどのような方向と与しているのかという点なのだ。

詳しくは第4節の有機農業技術の解説のところで述べるが、いま私たちの生きる時代に展開している農業は、人為と自然との関係性という視点からみれば、自然の制約から離脱しより人工的な営みとして農業を組み立てていこうとする

「近代農業」というあり方と、そうしたあり方を批判し自然を尊重しそれと共生していく営みとして農業を組み立てようとするあり方の二つの大きな流れがあると私は考えている。そうした私の視点からすれば、とりあえず重要なことは、さまざまな言葉のそれぞれの独自性ではなく、「近代農業」と対置される自然共生を志向する農業の流れの総称をどう設定したら良いのかという問題なのである。

現状ではそのような総称として「有機農業」が使われている。法律だけがすべてではないが、関係者の幅広い総意を踏まえる形で「有機農業推進法」が制定されていることも重視すべきだろう。

本章では、そのような総称としての一般用語として「有機農業」を使っている。このように語ることによって、さまざまな言葉として自称されているさまざまな取り組みに共通し、通底する何かが見えてくればというのが私の意図である。このことを果たした上で、改めて、たとえば「自然農法」などの言葉の独自性に立ち返ってみれば、また新しい視野も開かれてくるのではないかというのが私の期待でもある。

なお、有機農業推進法の第 2 条では有機農業について次のように定義している。

「この法律において『有機農業』とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」